

新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係る プロポーザル募集要領

1 事業名称

新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託

2 目的

現在、糖尿病の患者数は増加傾向にあり、かつ人工透析等の重大な合併症を起こす恐れのある糖尿病の対策は、国や都においても健康寿命の延伸を図る上で、重要な課題とされている。

区においても、新宿区国民健康保険データヘルス計画による分析の結果、人工透析患者のうち生活習慣を起因とする2型糖尿病による糖尿病性腎症の人工透析患者の割合が多いことが判明したことから、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者に対し医療機関（かかりつけ医）と連携した保健指導の業務委託を行う。

上記の業務に対して、実務遂行能力及び実効性が優位であると認められる業者を最適業者に選定することを本プロポーザルの目的とする。

3 用語の定義

本要領において、(1)～(4)の用語の意義は、以下の定めるところによる。

- (1) 区 新宿区をいう。
- (2) 参加予定者 プロポーザルに参加しようとする者をいう。
- (3) 参加者 プロポーザルに参加している者をいう。
- (4) 事務局 新宿区健康部健康づくり課健診係をいう。

4 業務の内容

(1) 委託内容

別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、本案件は、業務成績が良好な場合、2回を上限として更新を行うことが出来るものとする。

5 応募資格

参加予定者は、次の(1)～(11)に掲げる要件をすべて満たしていること。基準日については、公募開始の日とする。

なお、契約時まで下記に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (2) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

- (5) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日、23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (8) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (9) 東京都に本社又は営業所等があること。
- (10) 健康・医療等に関する諸課題に精通し、類似の保健指導サービス業務について他自治体の実績があること。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 提出書類等

参加予定者は、次に掲げる書類等を、「8 スケジュール」の提出期限までに、「9 提出先」の提出先に持参すること。

- (1) 新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第 1 号様式） 1 部
- (2) 会社概要等 1 部
 - ・社名を明記し、会社概要、経歴、担当スタッフ数を記載すること。
- (3) 企画提案書（A 4 判横左綴じ） 10 部
 - ・企画提案書の表紙及び構成については「企画提案書（表紙）、企画書の構成について」（第 2 号様式）に基づき作成すること。
 - ・10 部のうち 2 部については、表紙に会社名を明記すること。
 - ・内容には会社名を記述しないこと。
 - ・頁数の上限を 20 頁(表紙及び見本で添付する資料は除く)とし、提案書は片面印刷しステープラ等で簡易製本（左綴じ）すること。
- (4) 見積書（第 3 号様式） 1 部
 - ・別紙「見積書」（第 3 号様式）を使用すること。
 - ・社名、代表者名を明記し、代表者印を押印すること。

7 質問について

(1) 質問方法

「新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係るプロポーザルに関する質問票」（第 4 号様式）に質問要旨を簡潔にまとめ、質問期限までに、電子メールで、「9 提出先」の電子メールアドレス宛に送信すること。

質問は、必ず電子メールで送信する。電話による質問には回答できない。

なお、メール未着信などによる不利益等について、区は一切責任を負わない。メール送信後、「9 提出先」まで連絡すること。

(2) 質問受付期限

令和7年1月24日（金）午後1時

(3) 回答方法

すべての質問に対する回答は、質問者名を伏せて、新宿区公式ホームページ上に公開する。個別回答は行わない。

(4) 質問に対する回答予定日

令和7年1月24日（金）午後5時以降

8 スケジュール（予定）

(1) 公募掲載期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）まで

(2) 質問受付期限

令和7年1月24日（金）午後1時まで

(3) 質問に対する区からの回答予定

令和7年1月24日（金）午後5時以降

(4) 「新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係るプロポーザル申込書兼誓約書」及び会社概要等の提出期限

令和7年1月31日（金）午後4時まで

(5) 「企画提案書」及び「見積書」の提出期限

令和7年1月31日（金）午後4時まで

※（4）、（5）いずれも同一日時の提出期限のため、一括持参すること。

※二次選定でのプレゼンテーションの際にパソコン及びプロジェクター等を使用する参加者は、企画提案書等提出の際に申し出ること。

(6) 一次選定結果通知発送予定日

令和7年2月3日（月）

※一次選定結果通知発送日は、変更になる場合があるので注意すること。

(7) プレゼンテーション実施予定日

令和7年2月7日（金）

※プレゼンテーションについては、一次選定に合格した参加者に対して、別途詳細な日時等を通知する。プレゼンテーション開催日は、変更になる場合があるので注意すること。

(8) 選定結果通知発送予定日

令和7年2月25日（火）以降

9 提出先

〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番14号 新宿北西ビル4F

新宿区健康部健康づくり課健診係

電話 03-5273-4207（直） FAX03-5273-3930

E-mail : kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp

1 0 選定方法

(1) 一次選定

提出のあった企画提案について、新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類により評価を行い、評価点により、二次選定を行う参加者として上位 2 社を選定する。

(2) 二次選定

一次選定により選定された参加者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案及びプレゼンテーションに関する質疑応答を行った上で、選定委員会が総合的に評価を行い、選定する。

(3) 新規提案の禁止

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項についてのプレゼンテーションとし、企画提案書に全く記載のない事項をプレゼンテーションで提案することはできない。

(4) プレゼンテーションにおける使用機材等について

プレゼンテーションを実施する会場には区がスクリーンを用意する。パソコン及びプロジェクター等は、参加者が用意すること。

1 1 選定結果

(1) 選定結果は、一次選定、二次選定ともに書面にて通知する。

(2) この選定結果は、契約の相手方を決定するものではなく、この業務の委託予定事業者を選定するためのものであり、契約行為は別途行う。

(3) 実際に締結する委託契約の内容は、企画提案書の内容にすべて拘束されるものではなく、別途協議を行う。

1 2 評価基準

別紙 4－1「新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり

1 3 予定額（執行上限額）

見積額が以下の予定額を上回る場合は、プロポーザル選定の対象外とする。

¥ 4, 5 2 6, 5 0 0－（消費税等込）

※本事業に係るすべての経費は、上記予算額の範囲内とする。

1 4 その他

(1) このプロポーザルの応募に要した一切の費用は、参加予定者及び参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出期限後における差し替え及び再提出は一切認めない。

(3) 企画提案書等の提出物は、区の所有物として、区が適切に管理及び廃棄し、参加者への返却はしない。

(4) 企画提案書等の提出物は、公文書として扱い、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報等を除き、公文書公開請求の対象となり得る。

- (5) 採用事業者の企画提案書については、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で区と採用事業者と協議の上、これを変更することができるものとする。
- (6) 参加者は、本要領「6 提出書類等」を提出してから一次選定通過後、二次選定日（プレゼンテーション）の2日前の午後5時までの間は、「新宿区糖尿病性腎症等重症化予防事業における保健指導等業務委託プロポーザルに係る参加辞退書」（第5号様式）の提出により、プロポーザルへの参加辞退を認める。
- (7) 参加者が①～⑤に該当した場合には、失格とする。
- ①本要領に定める手続きを遵守しない場合
 - ②本要領「5 応募資格」を満たさなくなった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合